



山形県公報

平成21年5月22日(金)
第2044号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

○山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則……………(保健薬務課) ……623

### 告 示

- 歳入の収納の事務の委託……………(子育て支援課) ……624
- 農業振興地域の区域の変更……………(経営安定対策課) ……同
- 山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程……………(農村計画課) ……625
- 山形県農村整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程……………(同) ……同
- 土地改良区の定款変更の認可……………(最上総合支庁農村計画課) ……626
- 県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画区域の変更……………(都市計画課) ……627
- 同……………(同) ……629
- 都市計画の変更……………(同) ……同
- 同……………(同) ……同

### 教育委員会関係

#### 告 示

○山形県教育委員会5月定例会の招集……………630

### 公安委員会関係

#### 規 則

○山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………同

### 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁地域支援課) ……636
- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業経済交流課) ……637
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(同) ……638
- 同……………(同) ……同
- 平成22年度採用山形県公立学校教員選考試験の実施……………(教育委員会) ……639
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(公安委員会) ……644
- 同……………(同) ……645

## 規 則

山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第44号****山形県薬事法施行細則の一部を改正する規則**

山形県薬事法施行細則（昭和41年3月県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「(法第27条において準用する場合を含む。)」を「、第28条第3項ただし書（薬事法の一部を改正する法律（平成18年法律第69号。以下「改正法」という。）附則第9条第1項の規定により適用される場合を含む。）又は第35条第3項ただし書」に、「薬局（一般販売業）管理者兼務許可申請書」を「薬局（店舗、営業所）管理者兼務許可申請書」に改める。

第3条を削り、第2条の2を第3条とする。

第4条第1項中「又は」を「(改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者を含む。)又は」に改め、同条第2項中「4センチメートル横3センチメートル」を「3.2センチメートル横2.4センチメートル」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項中「よごし」を「汚し」に改め、同条第2項中「4センチメートル横3センチメートル」を「3.2センチメートル横2.4センチメートル」に、「よごした」を「汚した」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条を削り、第6条の2を第6条とし、第6条の3を第6条の2とする。

第8条第3号中「(県内)」を「及び改正法附則第10条に規定する既存配置販売業者に係る業務（県内）」に改める。

別記様式第1号中「山形県知事 氏 名 殿」を「山形県知事 殿」に、「薬 局 管理者兼務許可申請書」を「薬局（店舗、営業所）管理者兼務許可申請書」に改める。

別記様式第3号の3中「第6条の3」を「第6条の2」に改める。

**附 則**

(施行期日)

1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年6月1日から平成24年5月31日までの間における改正後の第2条の規定の適用については、同条中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第3条第1項、第6条第1項又は第9条第1項」とする。

3 改正前の別記様式第1号及び別記様式第3号の3の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

---

**告 示**

---

**山形県告示第523号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

2 受託者の名称及び所在地

(1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会

(2) 所在地 東京都渋谷区神宮前五丁目53番1号

3 委託期間 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

**山形県告示第524号**

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第7条第1項の規定により、農業振興地域の区域を次のとおり変更する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 米沢市

(1) 変更する地域の名称

米沢農業地域

## (2) 変更後の区域

米沢市行政区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）による用途地域（平成14年5月変更決定）の区域並びに国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域

## 2 鶴岡市

## (1) 変更する地域の名称

鶴岡農業地域

## (2) 変更後の区域

鶴岡市行政区域のうち都市計画法による市街化区域（平成16年5月決定）及び用途地域（藤島都市計画区域（平成13年5月決定）及び温海都市計画区域（平成21年5月変更決定）に限る。）、港湾法（昭和25年法律第218号）による港湾隣接地域並びに国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域

## 3 村山市

## (1) 変更する地域の名称

村山農業地域

## (2) 変更後の区域

村山市行政区域のうち都市計画法による用途地域（平成21年5月変更決定）の区域並びに国有林野、官行造林及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域

## 4 高島町

## (1) 変更する地域の名称

高島農業地域

## (2) 変更後の区域

高島町行政区域のうち都市計画法による用途地域（平成13年5月変更決定）の区域並びに国有林野及び民有林野の区域（次の図に示す区域を除く。）を除く区域

（次の図は省略し、その図書を農林水産部経営安定対策課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

---

**山形県告示第525号**

山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和47年5月県告示第734号）の一部を次のように改正する。

第5条中「12月31日」を「6月末日、9月末日及び12月末日」に、「当該年度の1月15日」を「それぞれ翌月15日」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県団体営土地改良事業等補助金交付規程の規定は、平成21年度分以後の補助金について適用する。

---

**山形県告示第526号**

山形県農村整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県農村整備事業補助金交付規程の一部を改正する規程**

山形県農村整備事業補助金交付規程（昭和51年10月県告示第1642号）の一部を次のように改正する。

第5条中「12月31日」を「6月末日、9月末日及び12月末日」に、「翌月15日」を「それぞれ翌月15日」に改める。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県農村整備事業補助金交付規程の規定は、平成21年度分以後の補助金について適用する。

---

**山形県告示第527号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。  
平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 土地改良区の名称  
清水堰土地改良区

2 事務所の所在地  
最上郡大蔵村大字本合海71番地

3 認可年月日  
平成21年5月14日

4 その他

この認可の取消しの訴えは、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、認可のあったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。

**山形県告示第528号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営大黒地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称  
県営大黒地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間  
平成21年5月27日から同年6月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立てについての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

**山形県告示第529号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営湯尻米出地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 縦覧に供する書類の名称  
県営湯尻米出地区土地改良（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画書の写し

2 縦覧に供する場所  
鶴岡市役所

3 縦覧に供する期間  
平成21年5月27日から同年6月24日まで

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表するものは、山形県知事となる。）、異議申立ての決定のあったことを知った日の翌日から起算して、6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

## 山形県告示第530号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課において縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画区域の名称

村山都市計画区域

## 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

## (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

村山市楯岡新町四丁目（4883-1の一部、4883-18の一部、4883-27の一部、4883-34の一部、4883-35の一部、4888-6の一部、5401-1の一部、5401-12の一部、5401-19の一部、5401-20の一部、5401-25から5401-29まで、5401-30の一部、5401-43の一部、5401-45の一部、5401-46、5401-47、7074-2の一部、7075-1の一部、7075-2の一部、7075-5の一部、7075-6の一部及び7075-34の一部に限る。）、大字楯岡字江迎（212-1の一部、212-2の一部、213-1の一部、213-2の一部、215-1の一部、215-2の一部、215-3の一部、216の一部、217の一部及び224-3の一部に限る。）、字渋田（5410-1の一部、5414-2の一部、5415-1の一部、5415-2、5415-3、7074-5の一部、7074-6の一部、7074-7の一部、7075-13の一部及び7075-14の一部に限る。）、字楯岡西（8093-1の一部、8093-2の一部、8094の一部、8095の一部、8096の一部、8097-1の一部、8097-2の一部、8447の一部及び8508の一部に限る。）及び字菅谷地（7948-3の一部、7971-1の一部、7971-2の一部、7972-1の一部、7972-2の一部、7989の一部、7990-1の一部、7990-2の一部、7990-3の一部、7991から7995まで、7996の一部、7997の一部、7998の一部、7999-1の一部、7999-2の一部、8000-1の一部、8000-2の一部、8001-1の一部、8001-2の一部、8002-1の一部、8002-2の一部、8002-3の一部、8003-1の一部、8003-2、8426の一部、8428-1の一部、8428-2の一部、8429、8430の一部、8433の一部、8440の一部、8441の一部、8442の一部、8443の一部及び8444に限る。）、大字河島字ウワタ（333-3の一部、334-3の一部、334-5の一部、334-7の一部、334-8の一部、334-9、335-1の一部、335-2から335-6まで、336-1から336-3まで、337-1から337-6まで、338-1から338-3まで、339-1から339-3まで、340-1から340-8まで、341-1、341-2、342-1、342-2、343から345まで、346-1、346-2、347、348-1の一部、348-2の一部、348-3の一部、349-1の一部、349-2の一部、349-3の一部、349-6、350-1の一部、350-2の一部、350-5、350-8の一部、350-9の一部、366-2の一部、367-2の一部、367-4の一部、367-5の一部、368-2の一部、369-2の一部、370-1の一部、370-2の一部、372-1の一部、372-2、373-1の一部、373-2の一部、373-3、374、375、376-1、376-2、377から379まで、380-1、380-2、381から383まで、765、766-1の一部、767の一部、770、771、772の一部、774の一部、775-1の一部、776、777-1、777-2の一部、778、779、785-2の一部、787-1の一部及び787-2に限る。）、字横石（384-1、384-2、385から387まで、388-1、388-2、389、390、391-1、391-2、392-1、392-2、393から395まで、396-1、396-2、397-1、397-2、398-1、398-2、399-1、399-2、400-1、400-2の一部、401-1の一部、401-2の一部、402の一部、403-1の一部、403-2の一部、404-1の一部、404-2の一部、404-3の一部、405-1、405-2、406-1、406-2、407から409まで、410-1、410-2、411-1から411-3まで、412から417まで、418-1、418-2、419から421まで、422-1、422-2、423-1、423-2、424-1、424-2、425から428まで、429-1、429-2、430、431-1、431-2、432から434まで、435-1、435-2、436-1から436-3まで、437、438-1、438-2、439、440-1、440-2、441-1、441-2、442、443、444-1から444-3まで、445から448まで、449-1から449-3まで、450、451-1、451-2、452、453-1、453-2、454から458まで、459-1から459-4まで、461-1から461-4まで、462-1、462-2、463、464-1、464-2、465から467まで、468-1、468-2、469、470、788から790まで、791の一部、792-1、792-2、793から798まで、799-1、799-2、800、801-1、801-2、802-1の一部、802-2、803-1、803-2、804-1、804-2、805-1、805-2、806-1、806-2、807-1、807-2、808、809-1、809-2、810-1及び810-2に限る。）、字東谷地（534の一部、535-1の一部、535-2の一部、536-1の一部、536-2の一部、537の一部、538-1の一部、538-2の一部、545の一部、546の一部、547-1の一部、547-2の一部、547-3の一部、548の一部、549の一部、550-1の一部、550-2の一部、551-1の一部、551-2、552から558まで、559-1、559-2、560、561、562-1、562-2、563-1、563-2、564-1、564-2、565、566の一部、

567、568-1、568-2、569から575まで、576-1、576-2、577から581まで、582-1、582-2、583から585まで、586-1、586-2、587-1、587-2、588、829、830の一部、831-1、831-2、832、833の一部、835の一部、836、837の一部、838の一部、839の一部、840の一部、841の一部及び842から847までに限る。)、字南谷地及び字八反（186-1から186-3まで、187-1から187-3まで、188から191まで、192-1から192-3まで、193-1から193-3まで、194、195、196-1から196-3まで、197-1から197-3まで、198-1、198-2、199-7、200-1から200-7まで、201-1から201-7まで、202-1から202-6まで、203-1、203-2、204-1から204-8まで、205-1から205-7まで、206-1から206-7まで、207-1から207-7まで、237-1から237-7まで、238-1から238-7まで、239-1から239-6まで、240-1から240-7まで、241から247まで、248-1、248-2、249、250-1、250-2、251-1、251-2、256-1、256-2、257-1、257-2、258から260まで、261-1から261-3まで、262-1、262-2、263、264-1から264-3まで、265、266-1から266-4まで、267、268-1から268-3まで、269、269-2、269-3、270-1から270-6まで、271-1から271-6まで、272-1から272-3まで、273-1から273-3まで、274-1から274-3まで、275-1から275-3まで、276-1から276-3まで、277、278、282-1、282-2、283、284-1から284-3まで、285-1、285-2、286から289まで、290-1、290-2、291から294まで、295-1、295-2、296、297、298-1から298-3まで、299から301まで、302-1から302-3まで、303-1、303-2、304-1、304-2、305から307まで、308-1、308-2、309から311まで、662-1から662-3まで、663-1から663-3まで、664、665、666の一部、667から669まで、675、679の一部、680-1、680-2、681、682、684-1から684-3まで、685-1から685-4まで、686-1から686-5まで、687-3、689から696まで、698から712まで、748、749-1、749-2、750-1、750-2、755、756、758から762まで及び764に限る。)、大字河島元塩川字下河原（1456-17、1456-21、1456-54から1456-56まで、1456-62、1456-63、1456-74、1457-1、1457-3から1457-8まで、1457-12から1457-17まで、1599-3、1599-4、1599-12、1599-18及び1599-26に限る。)、字源太河原（1183-1、1183-3から1183-6まで、1183-9から1183-12まで、1184、1185-2、1185-3の一部、1210-2、1210-3、1211-1、1211-2、1212-1、1212-2、1213、1217から1223まで、1224-2、1224-3、1225-2、1280-2、1281から1284まで、1284-1、1285、1286、1287-2、1380-3、1456-16、1458-1から1458-7まで、1458-14、1458-15、1458-17、1458-18、1459-1から1459-4まで、1460-1、1460-3、1461-1、1462、1462-1、1463-1、1464-1、1465-1、1466-1、1467-1、1468-1、1469-1、1470-1、1471-2、1472-2、1474-2、1475-1、1477-2、1478-2、1479-1、1480-4、1481-4、1482-4、1483-6、1484-5、1485-5、1487-4、1488-4、1489-4、1490-4、1491-4、1496-3、1498-3、1499-3、1502-3、1503-4、1530-1、1601-3及び1601-16に限る。)、字袋（595から597まで、597-2から597-4まで、598-2、598-3、600-2、600-3、601-5から601-7まで、605-2、605-3及び605-6に限る。）及び字八反（529-29、529-30、529-60、529-61、580-2、580-3、580-6、580-9、580-10から580-13まで、581-1、581-5、589-1、589-5、592-3、592-4、1456-3、1456-4、1456-18の一部、1456-28、1456-33、1456-35、1456-36、1456-59から1456-61まで、1456-66、1456-67、1456-69、1456-71から1456-73まで、1599-1、1599-5、1599-8、1599-9及び1599-20から1599-24までに限る。)、大字河島元杉島字源田原（1208-47の一部、1208-51及び1208-59に限る。）及び字八反（990-6、990-9から990-12まで、991-5、991-7から991-11まで、992-1、992-2、993-4、1207-16から1207-21まで、1207-22の一部、1207-23から1207-28まで、1531-6及び1531-7に限る。）並びに基点（1052-3の一部及び1052-12に限る。)

(2) 都市計画区域から除外される土地の区域

東根市大字東根元東根字関沢（4090、4091の一部、4179の一部、5118-1の一部、5119-22の一部、5119-24の一部及び5119-25の一部に限る。)、字本郷（4516-1の一部、4517-1の一部、5131-13の一部、5133-12の一部及び5133-14の一部に限る。）及び字下白金（4564-1の一部、4564-2の一部、4564-3の一部、4565-1の一部、4566の一部、4567-1の一部、5145-1の一部、5145-2の一部及び5145-3の一部に限る。）並びに大字長瀬字北方（5645の一部、5646-1の一部、5646-2、5647、5648-1、5648-2、5649の一部、5744の一部、5745-1の一部、5745-2の一部、5746の一部、6587の一部、6588の一部、6594の一部、6717の一部、6718の一部、6719、6720の一部、6721の一部及び6741の一部に限る。)



**山形県告示第531号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条第6項において準用する同条第1項の規定により、都市計画区域を次のとおり変更する。

なお、関係図書は、土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課において縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画区域の名称

東根都市計画区域

## 2 都市計画区域の変更に係る土地の区域

## (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

東根市大字東根元東根字関沢（4090、4091の一部、4179の一部、5118-1の一部、5119-22の一部、5119-24の一部及び5119-25の一部に限る。）、字本郷（4516-1の一部、4517-1の一部、5131-13の一部、5133-12の一部及び5133-14の一部に限る。）及び字下白金（4564-1の一部、4564-2の一部、4564-3の一部、4565-1の一部、4566の一部、4567-1の一部、5145-1の一部、5145-2の一部及び5145-3の一部に限る。)

## (2) 都市計画区域から除外される土地の区域

村山市楯岡新町四丁目（4883-1の一部、4883-18の一部、4883-27の一部、4883-34の一部、4883-35の一部、4888-6の一部、5401-1の一部、5401-12の一部、5401-19の一部、5401-20の一部、5401-25から5401-29まで、5401-30の一部、5401-43の一部、5401-45の一部、5401-46、5401-47、7074-2の一部、7075-1の一部、7075-2の一部、7075-5の一部、7075-6の一部及び7075-34の一部に限る。）並びに大字楯岡字江迎（212-1の一部、212-2の一部、213-1の一部、213-2の一部、215-1の一部、215-2の一部、215-3の一部、216の一部、217の一部及び224-3の一部に限る。）及び字渋田（5410-1の一部、5414-2の一部、5415-1の一部、5415-2、5415-3、7074-5の一部、7074-6の一部、7074-7の一部、7075-13の一部及び7075-14の一部に限る。)

**山形県告示第532号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

村山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 村山市楯岡新町四丁目、大字楯岡字江迎、字渋田、字楯岡西及び字菅谷地、大字河島字ウワタ、字横石、字東谷地、字南谷地及び字八反、大字河島元塩川字下河原、字源太河原、字袋及び字八反、大字河島元杉島字源田原及び字八反並びに基点地内

(2) 削除する部分 東根市大字東根元東根字関沢、字本郷及び字下白金並びに大字長瀬字北方地内

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

**山形県告示第533号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 都市計画の種類及び名称

東根都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

## 2 都市計画を変更した土地の区域

(1) 追加する部分 東根市大字東根元東根字関沢、字本郷及び字下白金地内

(2) 削除する部分 村山市楯岡新町四丁目並びに大字楯岡字江迎及び字渋田地内

## 3 縦覧の場所

土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部北村山道路計画課

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県教育委員会5月定例会を次のとおり招集した。

平成21年5月22日

山形県教育委員会  
委員長 長 南 博 昭

- 1 招集の日時 平成21年5月25日（月） 午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見について  
(2) 教職員の人事について

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月22日

山形県公安委員会  
委員長 加 藤 有 倫

#### 山形県公安委員会規則第4号

##### 山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）」を「道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）」に改める。

第29条第1項及び第2項中「第90条第6項」を「第90条第8項」に、「第103条第5項」を「第103条第6項」に改める。

第29条の2第1項中「第102条第2項」を「第102条第5項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改め、同条第2項中「第102条第3項」を「第102条第6項」に改める。

第31条第4項中「又は違反者講習（法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。）」を「、違反者講習（法第108条の2第1項第13号に掲げる講習をいう。）及び認知機能検査（法第97条の2第1項第3号イ又は法第101条の4第2項に規定する認知機能検査をいう。）」に改め、同条第6項中「運転免許に係る講習に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下「講習規則」という。）第1条及び第2条第1項第2号」を「講習規則第1条及び第2条第1項第3号」に、「第2条第1項第1号に定める」を「第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に定める」に、「第2条第1項第1号の表の1の項に掲げる」を「第2条第1項第1号の表の1の項及び同条第1項第2号の表の1の項に掲げる」に改める。

第31条に次の3項を加える。

- 14 認知機能検査員講習（講習規則第4条第2項第2号の規定による講習をいう。第15項において同じ。）を受けようとする者は、別記様式第31号の8による申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 15 公安委員会は、認知機能検査員講習を終了した者に対して、別記様式第31号の9による終了証を交付するものとする。
- 16 前項の規定により交付された終了証を亡失等したため、当該亡失等した終了証について再交付を受けようとする者は、別記様式第31号の10による再交付申請書を公安委員会に提出しなければならない。



第32条中第1項を削り、第2項を第1項とし、第3項を第2項とする。

別表第1中 「講習受講申請書（別記様式第30号の2）」 を

「講習受講等申請書（別記様式第30号の2）」 に、

「検査合格証明書再交付申請書（別記様式第31号の7）」 を

「検査合格証明書再交付申請書（別記様式第31号の7）」  
「認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第31号の8）」  
「認知機能検査員講習終了証再交付申請書（別記様式第31号の10）」 に改める。

別表第2中「南陽市島貫字下屋敷557番4」を「南陽市竹原字相之町壱」に改める。

別表第3 下肢不自由の項中「3級の1」を「4級」に改める。

別記様式第27号及び別記様式第27号の2中 「第90条第6項 第103条第5項」を「第90条第8項 第103条第6項」に改める。

別記様式第27号の3中「第102条第2項」を「第102条第5項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

別記様式第27号の4中 「第102条第1項 第2項」を「第102条第3項 第4項 第5項」に改める。

別記様式第27号の5中 「第102条第1項 第2項」を「第102条第4項 第5項」に、「第37条の7第1号」を「第37条の7第2項第1号」に改める。

別記様式第27号の6及び別記様式第27号の7中「第102条第1項」を「第102条第4項」に改める。

別記様式第30号の2を次のように改める。

様式第30号の2 (第31条関係)

| 講習受講番号 (            )             |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
|-----------------------------------|------------------------------|-----------|-----------|-----------------|-----------------|----------|-------|----------------|----|--------------|-----|-----------|----|-----------|----|----------------|--|
| 講習受講等申請書                          |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 年        月        日               |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 山形県公安委員会 殿                        |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 次の講習等を受けたいので申請します。                |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 受けようとする講習等<br>(○をつける)             | 大型<br>車講習                    | 中型<br>車講習 | 普通<br>車講習 | 大型<br>二輪<br>車講習 | 普通<br>二輪<br>車講習 | 原付<br>講習 | 旅客車講習 |                |    | 応急救護<br>処置講習 |     | 高齢者<br>講習 |    | 違反者<br>講習 |    | 認知<br>機能<br>検査 |  |
|                                   | 大型                           | 中型        | 普通        | 大型              | 普通              | 原付       | 大型    | 中型             | 普通 | (一)          | (二) | 一般        | 小特 | 社会<br>参加  | 実車 |                |  |
|                                   |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 氏 名                               |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 生 年 月 日                           | 年        月        日        生 |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 住 所                               |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 講習終了証<br>明書の交付<br>の申出 (○<br>をつける) | 必            要               |           |           |                 |                 |          |       | 不            要 |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| ※講 習 日                            | 年        月        日          |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| ※講習場所                             |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
| 県 証 紙 ち よ う 付 欄                   |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |
|                                   |                              |           |           |                 |                 |          |       |                |    |              |     |           |    |           |    |                |  |

- 備考 1 応急救護処置講習に関して、第一種免許にかかる講習を (一)、第二種免許にかかる講習を (二) とする。
- 2 申出の欄は、違反者講習を受講した者にあつては記載不要とする。
- 3 申請者は、※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第31号の2中

|               |                   |                         |              |
|---------------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 運転者特定<br>任意講習 | 特定任意高齢<br>者講習（簡易） | 特 定 任 意 高 齡<br>者講習（シニア） | チャレンジ<br>講 習 |
|               |                   |                         |              |

を

|               |                   |              |
|---------------|-------------------|--------------|
| 運転者特定<br>任意講習 | 特定任意高齢<br>者講習（簡易） | チャレンジ<br>講 習 |
|               |                   |              |

に改める。

別記様式第31号の6中

|               |                   |                         |              |
|---------------|-------------------|-------------------------|--------------|
| 運転者特定<br>任意講習 | 特定任意高齢<br>者講習（簡易） | 特 定 任 意 高 齡<br>者講習（シニア） | チャレンジ<br>講 習 |
|               |                   |                         |              |

を

|               |                   |              |
|---------------|-------------------|--------------|
| 運転者特定<br>任意講習 | 特定任意高齢<br>者講習（簡易） | チャレンジ<br>講 習 |
|               |                   |              |

に改める。

別記様式第31号の7の次に次の3様式を加える。

様式第31号の8 (第31条関係)

|                                     |                                |             |
|-------------------------------------|--------------------------------|-------------|
| 講習受講番号 (            )               |                                |             |
| 認知機能検査員講習受講申請書                      |                                |             |
| 年        月        日                 |                                |             |
| 山形県公安委員会 殿                          |                                |             |
| 次の講習を受けたいので申請します。                   |                                |             |
| 受けようとする<br>講習及び講習項<br>目 (○をつけ<br>る) | 認 知 機 能 検 査 員 講 習              |             |
|                                     | 高齢者と認知症の実態及び基礎理論<br>高齢運転者対策の概要 | 認知機能検査の実施方法 |
|                                     |                                |             |
| 氏            名                      |                                |             |
| 生 年 月 日                             | 年        月        日    生       |             |
| 住            所                      |                                |             |
| 講    習    日                         | 年        月        日            |             |
| 講 習 場 所                             |                                |             |
| 県 証 紙 ち よ う 付 欄                     |                                |             |
|                                     |                                |             |

- 備考 1 「認知機能検査の実施方法」のみを受講する場合は、自動車安全運転センター安全運転中央研修所 (以下「中央研修所」という。) が実施した高齢者講習指導員補充講習の修了証書、社団法人山形県指定自動車教習所協会が実施した高齢者講習指導員補充講習 (高齢運転者対策等座学講習) の修了証又は平成21年4月1日以降に中央研修所が実施した新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修の修了証書の写しを添付すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の9（第31条関係）

（第 号）

認知機能検査員講習終了証

住 所

氏 名

年 月 日 生

あなたは認知機能検査員講習の課程を終了したことを証明します。

平成 年 月 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式第31号の10（第31条関係）

|                          |              |
|--------------------------|--------------|
| 認知機能検査員講習終了証再交付申請書       |              |
| 年 月 日                    |              |
| 山形県公安委員会 殿               |              |
| 次の講習終了証の再交付を受けたいので申請します。 |              |
| 再交付を受けようとする講習終了証の種類      | 認知機能検査員講習終了証 |
| 氏 名                      |              |
| 生 年 月 日                  | 年 月 日 生      |
| 住 所                      |              |
| 再 交 付 の 理 由              |              |
| 講 習 日                    | 年 月 日        |
| 講 習 場 所                  |              |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

**附 則**

- この規則は平成21年6月1日から施行する。
- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則（平成19年5月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。  
附則第3項中「下肢不自由の項中「3級の1まで」とあるのは「4級まで」と、同表」及び「それぞれ」を削る。

**公 告**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 申請のあった年月日  
平成21年5月8日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称  
特定非営利活動法人はな花
  - 代表者の氏名  
金澤 章
  - 主たる事務所の所在地  
米沢市直江町4番95号
  - 定款に記載された目的  
この法人は、子供も障がい者も、高齢者も気軽に利用できる場を確保して、安心して暮らせる地域作りのた



めに、個々人の思いや希望に合わせたサービスを提供して、福祉の推進と障がい者の生活の向上を図ることを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年9月22日まで縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマザワ富の中店  
山形市富の中四丁目203番8外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 板垣宮雄  
株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号  
代表取締役 山澤 進
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成22年1月2日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
2,496平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 100台
  - (2) 駐輪場の収容台数 40台
  - (3) 荷さばき施設の面積 125平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 19立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
    - イ 株式会社ヤマザワ
      - (イ) 開店時刻 午前9時
      - (ロ) 閉店時刻 翌午前0時
    - ロ 株式会社ヤマザワ薬品
      - (イ) 開店時刻 午前9時
      - (ロ) 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前8時30分から翌午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日  
平成21年5月1日
- 9 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年9月22日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成21年9月22日まで縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MOVIE ON やまがた  
山形市河原田58番地1

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
(変更前)

| 名 称             | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------------|---------|
| 福 田 道 路 株 式 会 社 | 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地1 | 三 浦 克 彦 |

(変更後)

| 名 称             | 住 所                  | 代表者の氏名  |
|-----------------|----------------------|---------|
| 福 田 道 路 株 式 会 社 | 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地1 | 河 江 芳 久 |

3 変更年月日

平成21年3月25日

4 届出年月日

平成21年4月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年9月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）  
(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称  
(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び置賜総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに米沢市役所において平成21年9月22日まで縦覧に供する。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

徳町ショッピングセンター  
米沢市徳町440番1外

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
（変更前）

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 福 田 道 路 株 式 会 社 | 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地 1 | 三 浦 克 彦 |

（変更後）

| 名 称             | 住 所                   | 代表者の氏名  |
|-----------------|-----------------------|---------|
| 福 田 道 路 株 式 会 社 | 新潟県新潟市中央区川岸町一丁目53番地 1 | 河 江 芳 久 |

3 変更年月日

平成21年3月25日

4 届出年月日

平成21年4月22日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成21年9月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

平成22年度採用山形県公立学校教員選考試験を次のとおり実施する。

平成21年5月22日

山 形 県 教 育 委 員 会

教 育 長 山 口 常 夫

1 選考を行う校種・職、教科・科目、選考区分及び採用見込数

| 校 種 ・ 職                         |                | 教 科 ・ 科 目                     | 選 考 区 分           | 採用見込数       |
|---------------------------------|----------------|-------------------------------|-------------------|-------------|
| 義<br>務<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校 | 小 学 校 教 諭      |                               | 一般選考              | 約80名        |
|                                 | 中 学 校 教 諭      | 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、<br>保健体育、家庭 | 一般選考              |             |
|                                 |                | 英語                            | 一般選考及び社会人<br>特別選考 |             |
|                                 | 特 別 支 援<br>学 校 | 小学部教諭                         |                   | 一般選考        |
| 中学部教諭                           |                | 国語、社会、数学、理科                   | 一般選考              |             |
|                                 |                | 英語                            | 一般選考及び社会人<br>特別選考 | 身体障がい者特別選考※ |

|             |     |                                                                               |               |      |
|-------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------|---------------|------|
| 高等学校        | 教諭  | 国語、「世界史・日本史」、公民、数学、化学、生物、保健体育、音楽、書道、家庭、情報、農業、水産                               | 一般選考          | 約35名 |
|             |     | 英語、電気、機械、看護、福祉                                                                | 一般選考及び社会人特別選考 |      |
|             | 助教諭 | 電気、機械                                                                         | 一般選考及び社会人特別選考 |      |
| 養護教諭        |     |                                                                               | 一般選考          | 約5名  |
| 栄養教諭        |     |                                                                               | 一般選考          | 若干名  |
| ※身体障がい者特別選考 |     | 上記のすべての校種・職及び教科・科目を対象に、一般選考・社会人特別選考とは別に選考する。採用見込み数は約10名とし、各校種・職ごとの採用見込数に含まれる。 |               |      |

(注) 1 選考試験合格者のうち、日本国籍を有しない者は、任用期限を付さない常勤講師として任用するものとする。

2 中学校及び高等学校の国語、数学又は英語志願者は、同一教科について受験する場合に限り、第2志望としてそれぞれ高等学校及び中学校を併願することができる（ただし、当該学校の教諭の普通免許状を有する者又は平成22年3月31日までに取得する見込みの者に限る）。

## 2 志願者の資格

### (1) 一般選考の志願者の資格

次のイ及びロのすべてに該当する者に限る。

イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）第9条及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状<sup>\*1</sup><sup>\*2</sup>、養護教諭の普通免許状若しくは栄養教諭の普通免許状を有する者又は平成22年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者については、大学（短期大学を除く）においてそれぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成22年3月31日までに卒業見込みの者とする。

\*1 特別支援学校については特別支援学校教諭、盲、聾又は養護学校教諭の普通免許状に加えて該当学部の教諭の普通免許状

\*2 高等学校の情報については高等学校教諭の情報の普通免許状に加えて高等学校教諭の数学、理科、家庭のいずれかの普通免許状

### (2) 社会人特別選考の志願者の資格

次のイ、ロ、ハのすべてに該当する者に限る。ただし、高等学校の看護の普通免許状を有しない者で、平成22年3月31日までに免許状を取得する見込みのない者は、次のイ、ハ、ニのすべてに該当する者に限る。その場合は、第二次選考試験合格後、教育職員検定に合格し、特別免許状を授与される必要がある。

イ 学校教育法第9条及び地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

ロ それぞれの校種の教諭の普通免許状を有する者又は平成22年3月31日までにこれらの免許状を取得する見込みの者。ただし、高等学校の電気及び機械の助教諭を志願する者については大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者とする。

ハ 志望する教科・科目と関連のある実務経験（学校教育に直接携わる業務を除く）を5年以上継続して有する者又は有する見込みの者（平成22年3月31日現在）

ニ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項各号のいずれにも該当しない者で、高等学校卒業以上の学歴及び看護師の免許証を有する者

### (3) 身体障がい者特別選考の志願者の資格

上記(1)に該当する者で、かつ、次の要件イ、ロをすべて満たす者に限る。

イ 「身体障害者手帳」の交付を受け、その障がいの程度が1級から6級までの者

ロ 自力による通勤ができ、介助者なしに教員としての職務の遂行が可能な者

## 3 出願手続

(1) 志願書等の用紙の交付

平成21年5月22日（金）から教育庁総務課教職員室教員採用担当（〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号）で交付する。郵送希望者は、返信用として郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記（速達希望の場合は「速達」と明記）し、140円切手（速達は410円）をはった角形2号封筒（33cm×24cm）を同封して申し込むこと。

(2) 提出書類

イ 第一次選考試験受験のため提出するもの（(ロ)、(ハ)、(ニ)は切り離さないこと）

- (イ) 志願書 (ロ) 受験票 (ハ) 体育実技試験選択希望記入票（小学校及び特別支援学校小学部の志願者並びに中学校及び高等学校の保健体育の志願者のみ記入） (ニ) 第一次選考試験結果通知書 (ホ) 受験者登録票 (ハ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）2通（下の※を参照） (ト) 身体障がい者特別選考で受験する場合は「身体障害者手帳」の写し

ロ 第二次選考試験受験のため提出するもの（校種、受験番号及び氏名を記入した角形2号封筒に入れ、第二次選考試験当日持参すること）

(イ) 最終学歴に係る学校の成績証明書（厳封親展）

(ロ) 免許状の写し（表裏両面を複写したもの）又は免許状取得見込証明書

ただし、高等学校の看護の社会人特別選考の志願者は、看護師の免許証の写しを提出すること。助教諭を志願する者は、免許状の写し等を提出する必要はない。

(ハ) 封筒（長形3号封筒 23.5cm×12cm）1通（下の※を参照）

(ニ) 履歴書（用紙は、市販のものを使用し、志願書と同じ写真をはること）1通

※ 封筒は、のり付き（両面テープ貼付可）のものとする。また、郵便番号、あて先（あて名の下に「様」）を明記し、下宿、借間等の場合は〇〇様方と詳記し、80円切手をはること。

(3) 志願書等の受付期間及び提出先

| 受 付 期 間                                         | 受 付 時 間          | 提 出 先                                            |
|-------------------------------------------------|------------------|--------------------------------------------------|
| 平成21年5月25日（月）から<br>同 6月5日（金）まで<br>（土曜日及び日曜日を除く） | 午前9時から<br>午後5時まで | 〒990-8570<br>山形市松波二丁目8番1号<br>山形県教育庁総務課教職員室教員採用担当 |

イ 郵送による出願は、必ず簡易書留とし、平成21年6月5日までの消印のあるものに限り、受け付ける。

ロ 封筒の表に「志願書等（小、中、特別支援、高、養教、栄教の別を記入すること）在中」と朱書すること。

4 選考の方法

(1) 第一次選考試験

イ 期日及び試験場

| 期日                                  | 志 願 校 種 ・ 職                                                      | 試 験 場                                                                     |
|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 平成<br>21年<br>7月<br>23日<br>(木)<br>及び | ①小学校の教諭<br>②特別支援学校小学部の教諭<br>③中学校保健体育の教諭<br>④高等学校保健体育の教諭<br>⑤栄養教諭 | 山形中央高等学校<br>山形市鉄砲町二丁目10番73号<br>(電話023(641)7311)                           |
|                                     | ①中学校音楽の教諭<br>②高等学校音楽の教諭                                          | 山形北高等学校<br>山形市緑町二丁目2番7号<br>(電話023(622)3505)<br>※7月24日の会場等については7月23日に指示する。 |

|          |                                                                                                                                                              |                                           |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| 7月24日(金) | ①中学校の国語、社会、数学、理科、美術、家庭及び英語の教諭<br>②特別支援学校中学部の国語、社会、数学、理科及び英語の教諭<br>③高等学校の国語、「世界史・日本史」、公民、数学、化学、生物、書道、英語、家庭、情報、農業、水産、看護及び福祉の教諭<br>④高等学校の電気、機械の教諭及び助教諭<br>⑤養護教諭 | 上山明新館高等学校<br>上市市仙石650<br>(電話023(672)1701) |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|

ロ 試験科目及び内容

(イ) 集団討議

(ロ) 次により行う筆記試験及び実技試験

| 志願<br>校種・職                                |          | 試験内容  |                    | 筆記試験    |                           | 実 技 試 験                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------|----------|-------|--------------------|---------|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                           |          | 教養等   | 教科・科目              | 教 養 等   | 教 科 ・ 科 目                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 一<br>義<br>務<br>教<br>育<br>諸<br>学<br>校<br>考 | 一般       | 小学校教諭 | 教職教養・<br>一般教養      | 小学校の全教科 |                           | ・水泳 (25メートル)<br>・器械運動 (マット運動、鉄棒運動のうちいずれかを選択)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                                           |          | 中学校教諭 | 同 上                | 出願した教科  |                           | ○音楽<br>・新曲視唱、新曲視奏及び移調奏をすること<br>・バッハ作曲インベンション (2声) の8番 (へ長調) をピアノ演奏すること<br>・中学校学習指導要領 (平成20年3月告示) による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、指揮をしながら歌うこと (伴奏なし)<br>・随意曲…歌曲又は器楽曲のうちの任意の1曲を伴奏なしで演奏すること (ただし、歌曲を選択した者は、自分で伴奏しながら歌うことも可)<br>なお、演奏する随意曲の楽譜と同じものを実技試験当日に提出すること (試験終了後返却)<br>○美術 当日指示するもの<br>○保健体育<br>・水泳 (50メートル)<br>・次の5領域から2領域選択<br>陸上競技、器械運動、球技 (バレーボール、バスケットボール、サッカーのうち1種目)、武道 (柔道、剣道のうち1種目)、ダンス<br>○家庭 当日指示するもの<br>○英語 英語による面接 |
|                                           | 特別支援学校教諭 | 同 上   | 小学部は全教科、中学部は出願した教科 |         | 小学校教諭又は中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |



|            |     |                                            |                                                                                    |                                                                                                   |
|------------|-----|--------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 高等学校       | 教 諭 | 同 上                                        | 出願した教科・科目<br>○化学及び生物にあつては、理科全般にわたる基礎的内容を含む。<br>○電気及び機械にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。 | ○音楽 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ<br>○書道 当日指示するもの<br>○保健体育 中学校教諭の実技試験の欄の記載に同じ<br>○家庭 当日指示するもの<br>○英語 英語による面接 |
|            | 助教諭 |                                            |                                                                                    |                                                                                                   |
| 養 護 教 諭    |     | 同 上                                        | 養護に関する専門科目                                                                         | 当日指示するもの                                                                                          |
| 栄 養 教 諭    |     | 同 上                                        | 食育及び学校給食に関する専門科目                                                                   |                                                                                                   |
| 社会人特別選考    |     | 小論文                                        | 出願した教科・科目<br>○電気及び機械にあつては、「工業技術基礎」及び「工業数理基礎」を含む。                                   | ○英語 英語による面接                                                                                       |
| 身体障がい者特別選考 |     | 原則として一般選考と同様に行うが、申し出により障がいの種類や程度に応じた配慮を行う。 |                                                                                    |                                                                                                   |

ハ 日 程

| 日 時      |                         | 試験実施内容                                              | 日 時      |                  | 試験実施内容                                                                         |
|----------|-------------------------|-----------------------------------------------------|----------|------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 7月23日(木) | 午前8時40分から<br>午前9時まで     | 受付(生徒昇降口)                                           | 7月24日(金) | 午前9時から<br>午後5時まで | ○集団討議 (全員)<br>○実技試験 (小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみ)<br><br>※集合時刻及び会場等の詳細については当日指示する。 |
|          | 午前9時10分から<br>午前10時30分まで | 教職教養・一般教養 (一般選考・身体障がい者特別選考の志願者)<br>小論文(社会人特別選考の志願者) |          |                  |                                                                                |
|          | 午前10時50分から<br>午後0時40分まで | 教 科 ・ 科 目                                           |          |                  |                                                                                |
|          | 午後1時50分から<br>午後5時まで     | 実技試験 (小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者を除く)                     |          |                  |                                                                                |

実技試験を課す教科・科目についての教科・科目の筆記試験（小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭に係るものを除く）にあつては、午後0時20分までとする。

7月23日の実技試験の集合時刻については、志望する校種の教科・科目ごと当日指示する。

ニ 当日持参するもの

- (イ) 受験票 (ロ) 筆記用具 (三角定規、コンパスを含む)
- (ハ) 内履き及び下足用ビニール袋
- (ニ) 高等学校の電気、機械及び情報の受験者は、電卓 (プログラム機能付電卓は不可)
- (ホ) 実技受験者は、それぞれの教科・科目等に応じ、次に掲げるもの
  - 小学校及び特別支援学校小学部……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴 (内履き)
  - 音 楽……………楽譜 (随意曲の楽譜は提出)、楽器 (ピアノ以外の楽器を使用する場合)
  - 美 術……………鉛筆、消しゴム、はさみ、カッターナイフ、直定規、三角定規、コンパス、画筆、水彩絵の具 (固形タイプは不可)、パレット、筆ふき用スポンジ (布も可)、筆洗、実習衣
  - 書 道……………毛筆用具一式 (漢字・仮名用の大筆・小筆数本、墨液、半切用下敷を含む)、鉛筆、30cm定規、消しゴム、黒色ボールペン
  - 保健体育……………水着、水泳帽子、運動着及び運動靴 (武道を選択する者はその用具)
  - 家 庭……………実習衣

○養護教諭………実技試験にふさわしい服装

(2) 第二次選考試験（模擬授業等、個人面接、実技試験、適性検査及び作文）

イ 第一次選考試験合格者について行い、期日及び試験場は、次のとおりとする。

なお、集合の日時等については、第一次選考試験に合格した者に通知する。

| 期 日                    | 試 験 場                        |
|------------------------|------------------------------|
| 9月15日（火）及び<br>9月16日（水） | 山形県教育センター（天童市大字山元字犬倉津2515番地） |

ロ 実技試験は、小学校教諭及び特別支援学校小学部教諭志願者のみに課する。

なお、実技試験教科は、音楽及び図画工作とする。

(イ) 音楽は、小学校5、6学年学習指導要領による歌唱共通教材のうちから任意の1曲を選び、伴奏譜によるピアノ演奏をする。また、同様に任意の1曲（別の曲でも可）を選び、伴奏なしによる歌唱をする。なお、ピアノ演奏の伴奏譜、歌唱の際の調は、特に指定しない。

(ロ) 図画工作は、人物を水彩画で表すものとし、詳しい内容は当日指示する。持ち物は、鉛筆、消しゴム、画筆、水彩絵の具（固形タイプは不可）、パレット、筆ふき用スポンジ（布も可）、筆洗とする。

## 5 選考試験結果の発表

(1) 第一次選考試験の結果発表は9月2日（水）午後3時頃の予定、第二次選考試験の結果発表は10月6日（火）午後3時頃の予定。合格者の受験番号を山形県庁屋外掲示場に掲示し、本人にも合否結果を通知する。また、合格者の受験番号を山形県のホームページにも掲載する。

(2) 選考試験の合否についての電話等による問い合わせには、一切応じない。また、電報・電子メール等による結果連絡も行わない。

## 6 選考試験結果の開示

選考試験の結果については、山形県個人情報保護条例（平成12年10月県条例第62号）第15条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参の上、午前9時30分から正午、午後1時から午後4時30分までの間に教育庁総務課教職員室に直接請求すること（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付しない）。

| 試 験          | 開 示 内 容                        | 開 示 期 間     | 開 示 場 所           |
|--------------|--------------------------------|-------------|-------------------|
| 第一 次 選 考 試 験 | ○総合ランク ○筆記試験、実技試験及び集団討議の得点     | 合格発表の日から1か月 | 山形県教育庁総務課<br>教職員室 |
| 第二 次 選 考 試 験 | ○総合ランク ○模擬授業等、個人面接、実技試験及び作文の得点 | 合格発表の日から1か月 |                   |

## 7 その他

(1) 2校種以上に志願書を提出した場合は、すべて無効とする。

(2) 医師の指示により実技試験を受験することが困難な者は、その旨の診断書を当日持参すること（身体障がい者特別選考による志願者は除く）。

(3) 選考試験会場への自家用車での来場は、禁止する。

(4) 選考試験会場は、敷地内禁煙とする。

(5) 不明な点については、教育庁総務課教職員室（電話023(630)2864又は023(630)2863）の教員採用担当に問い合わせること。なお、山形県のホームページ上でも試験等に関する情報を提供している。

<http://www.pref.yamagata.jp>

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
更新時講習教本「交通の教則（運転者用）」及び「人にやさしい安全運転」 各169,120冊（予定数量）  
更新時講習教本「安全運転自己診断」 78,640冊（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月23日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 財団法人 全日本交通安全協会 専務理事 関一 東京都千代田区九段南四丁目8番13号
- 5 随意契約に係る契約金額  
「交通の教則（運転者用）」 136,500円（1冊当たり）  
「人にやさしい安全運転」 90,300円（1冊当たり）  
「安全運転自己診断」 10,605円（1冊当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、これらの随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成21年5月22日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
I C免許証作成材料「運転免許証作成用カードベース」（900枚入り） 258箱（予定数量）  
I C免許証作成材料「運転免許証作成用インクリボン」（2,000枚入り） 116箱（予定数量）
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高掬1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成21年3月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社DNPアイディーシステム 代表取締役 荒木進 東京都新宿区新宿四丁目3番17号
- 5 随意契約に係る契約金額  
「運転免許証作成用カードベース」 529,200円（1箱当たり）  
「運転免許証作成用インクリボン」 147,000円（1箱当たり）
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

平成21年 5月22日印刷  
平成21年 5月22日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂 部 登  
電話 山形 (631)2057 (631)2056